

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

萩市長 田中 文夫

市町村名 (市町村コード)	萩市 (35204)	
地域名 (地域内農業集落名)	樺地域 (樺地域全域)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年12月20日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、高規格道路の建設が予定されているため、今後の農地の利用方針が決定できない中、農業者の高齢化や担い手不足により、不作付け農地が増加しつつある。
また、個人営農者で構成される地域であることから、担い手への農地の集約が困難となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を中心とした作付けであるが、個人農家による施設栽培のイチゴや露地野菜及び果樹など少量多品目の生産が行われている地域であり、農地の受け皿となっている担い手もあるが、小規模農家が多く、また、後継者がいる農家も多いことから、今後も少量多品目での作付け構成を維持し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	150 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	63 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、担い手を中心に団地面積の拡大や農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農用地の利用権設定等について、農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
予定なし
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
UJIターン者や農外参入企業など地域内外から幅広く経営体を募集し、地域と県、市、JAが連携して栽培技術や機械導入支援、農地所有者とのマッチング等も含めた、相談から定着まで切れ目のない取組みを展開する。また、農業後継者の育成、栽培技術指導や機械導入等の支援についても、重点を置いた取組みも行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①有害鳥獣侵入防止柵等の設置により、鳥獣被害の軽減を図る。
- ②カバークロープの植栽を行い、減農薬・減化学肥料による水稻栽培に取り組む。
- ④畑地化支援事業等を取り組み可能な農地で実施する。